

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKIビル5階
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和5年12月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	クオンタムソリューションズ株式会社
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 中環 (Central, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
電話番号	03-5793-1501

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年11月11日
訂正箇所	令和2年12月4日に提出いたしました大量保有報告書の「個人である提出者等の住所・生年月日」(非縦覧)書面の一部に不備がありましたので、これを訂正します。 また、同報告書の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。  なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

## 表紙

&lt;訂正前&gt;

氏名又は名称 チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)  
住所又は本店所在地 香港 チョンホムコック (Chung Hom Kok Hong Kong)

&lt;訂正後&gt;

氏名又は名称 金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也  
住所又は本店所在地 東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKIビル5階

## 第2 提出者に関する事項

## 1 提出者(大量保有者) / 1

## (1) 提出者の概要

提出者(大量保有者)

&lt;訂正前&gt;

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 チョンホムコック (Chung Hom Kok Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

&lt;訂正後&gt;

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 中環 (Central, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	